**平成２９年（フ）第２１８号**
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野771番地１
債務者　保倉　利光
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２９３号**
岐阜市大洞緑山１丁目14番４号、前住所岐阜市向加野３丁目２番３号
債務者　ソーイングステップこと　赤塚　政子
１　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第４１号**
愛知県田原市田原町築出57―15、住民票上の住所愛知県田原市吉胡町郷中262番地５
債務者　関　　充利
１　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地令比等
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２７１号**
和歌山市太田706番地８
債務者　八尾　純功
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２７４号**
和歌山市上野52番地
債務者　森本　善之
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２８０号**
和歌山市三葛194番地２、前住所和歌山県海南市大野中1056番地133
債務者　前田　　誠
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２８１号**
和歌山市南甚五兵衛丁３番地　青谷マンション302号、前住所和歌山市土佐町２丁目42番地
債務者　平見　和真
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２８３号**
和歌山県海南市阪井768番地２
債務者　志賀　惠子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２８６号**
和歌山県岩出市溝川251番地（106号）
債務者　中谷　健一
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２８７号**
和歌山市小松原６丁目１番27号　コーポＥｉ201、前住所和歌山市湊１番地１　第２ルネみなと301
債務者　田出多美子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２９６号**
和歌山市加納220番地　憩いの郷加納
債務者　平井　　元
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６８１号**
愛知県春日井市如意申町２丁目29番地18　アンシャンテ203号室
債務者　伊藤　博和
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第６４３号**
北九州市若松区ひびきの南２丁目21番28―602号
債務者　市橋　伸彦
１　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６６１号**
北九州市八幡西区則松５丁目16番５―204号
債務者　小田　京子
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６７１号**
北九州市八幡東区西本町２丁目８番17―302号
債務者　花田　　晃
１　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第４２号**
岩手県奥州市江刺区愛宕字三百刈田49番地４
債務者　佐藤　祐司
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２９年（フ）第６９号**
岩手県奥州市水沢区字川端150番地10　アメニティＳ　201号
債務者　吉田　　勝
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部